

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課 信用制度参事官室、保険企画室

3. 評価実施時期

平成 25 年 4 月 15 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【規制の目的・必要性】

① 現状及び問題点

昨年 1 月からの証券取引等監視委員会の検査により、投資一任業者である AIJ 投資顧問株式会社が、厚生年金基金等の顧客に対し、ファンドについて虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレット等を配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行うとともに、投資一任契約締結後も、運用報告書の記載事項のうち有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付する等の法令違反が発覚。

本事案において明らかとなった、投資一任業者による虚偽の運用報告等を防止するため、金融実務を踏まえた実効性ある再発防止策を実施していく必要がある。

本事案は投資一任業者について発生したものであるが、運用受託機関である生命保険会社及び信託会社についても、投資一任業者と同様に、顧客から資産の運用を受託し、裁量を持って運用を行う場合があることから、生命保険会社及び信託会社についても同様の事案が発生することを防止するための措置を講ずる必要がある。

② 規制の新設の目的及び必要性

上記の法令違反を踏まえ、運用受託機関（生命保険会社及び信託会社。以下同じ。）のそれぞれの実情に即して、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくする仕組みを構築する必要がある。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第100条の5（新設）、信託業法第27条第1項

（3）規制の新設又は改廃の内容

【規制の内容】

（ア）生命保険会社の保険契約（運用実績連動型保険契約に限る。）に係る運用報告書交付義務を定める。

現状、保険業法上、全ての保険契約について運用報告書の交付は義務付けられていないことから、顧客が資産運用の問題点を発見しやすくするため、保険契約者が資産運用のリスクを全て負う契約である生命保険会社の運用実績連動型保険契約について、保険契約者に対して当該保険契約に基づいて運用する財産の運用状況を記載した運用報告書を定期的に交付することを義務付ける。（内閣府令において、四半期ごとに交付すべきことを定める予定。）

（イ）一定の場合について、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。

現行の信託財産状況報告書の交付頻度は、「（一年を超えない）計算期間ごと」とされているが、顧客が資産運用の問題点を発見しやすくするため、顧客が厚生年金基金等である場合など、内閣府令で定める場合について、信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。

なお、顧客が厚生年金基金等の場合には、内閣府令において、四半期ごとに信託財産状況報告書を交付すべきことを定める予定。

5. 想定される代替案

上記【規制の内容】の（ア）のうち、全ての保険契約について運用報告書の交付を義務付ける。

規制（イ）については、本案と同様のものとする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

（ア）生命保険会社において、運用実績連動型保険契約について運用報告書を作成する費用及び当該契約者に交付するための費用が増加する。

（イ）信託会社において、信託財産状況報告書の交付頻度が引き上げられることにより、厚生年金基金等の顧客に対して同報告書を作成及び交付するための費

用が増加する。

② 代替案

(ア) 生命保険会社において、全ての保険契約について運用報告書を作成する費用及び当該契約者に交付するための費用が増加する(本案における遵守費用を上回る。)。

4. (3) の規制(イ)について、本案と同様の費用が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

(ア) 行政庁(国)において、生命保険会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生する。

(イ) 行政庁(国)において、信託会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生する。

② 代替案

(ア) 行政庁(国)において、生命保険会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生する(本案における行政費用を上回る。)。

4. (3) の規制(イ)について、本案と同様の費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

特段の社会的費用は発生しない。

7. 規制の便益(代替案における便益も含む。)

① 本案

運用受託機関において、運用報告書の交付や信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる等の措置を講じることにより、厚生年金基金等の顧客が問題を発見しやすくなり、適切な投資判断に資する。

② 代替案

本案と同様の便益が発生する。

8. 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

（1）費用と便益の関係の分析

本案については、上記のとおり新たに遵守費用が発生するほか、規制の遵守状況を確認するための行政費用が発生するものの、当該措置を講じることにより、年金基金等の顧客が資産運用の問題点を発見することが可能になるなど、本事案において明らかとなった問題点を踏まえた便益が発生するため、本案による改正は適当であると考えられる。

（2）代替案との比較

代替案においては、遵守費用及び行政費用が本案を上回るものの、便益は本案と同等と見込まれる。

よって、本案による改正が適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年を目途として、この法律による改正後の各法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。